

# 指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 足田 英司  
 税理士 中富 強  
 税理士 松谷 正俊



## 9月の税務・労務

7月決算法人の確定申告	9月中の
1月決算法人の中間申告	決算応答日
4,10月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	月末の場合は9月30日(金)
源泉所得税8月分納付期限	9月12日(月)
社会保険料・児童手当拠出金(8月分)の納付期限	9月30日(金)

## 9月の行事・業務案内

- 1(木) 防災の日
- 7(水) 白露
- 9(金) 重陽 救急の日
- 10(土) 二百二十日
- 13(火) 世界の法の日
- 15(木) 十五夜
- 19(月) 敬老の日 彼岸入り
- 22(木) 秋分の日
- 25(日) 彼岸明け
- 27(火) 世界観光の日



### 何の日？

**防災の日** 関東大震災のあった日、防災意識の啓蒙などを行う政府の記念日/**白露** 二十四節気の一つ/**重陽** 五節句の一つ。菊の節句ともいわれる/**救急の日** 語呂合わせで厚生労働省が設けた記念日。救急意識を啓蒙する日/**二百二十日** 雑節の一つ/**世界の法の日** 米国で開催された「法による世界平和第2回世界会議」が開かれた日。「法の支配」の意識を高める日/**十五夜** 旧暦の8月15日。中秋の名月。/**敬老の日** 国民の祝日。老人を敬愛し長寿を祝う日/**秋分の日** 二祖先を敬い、亡くなった人を偲ぶ日/**世界観光の日** 世界観光機関が定めた日。観光推進のための活動が行われる。

甘い誘いには落とし穴がある...

## 銀行の節税対策に国税がアウト！

大手金融機関などが相続税対策として、様々なスキームを提案しています。しかし、国税当局はそれらのスキームを否定して更正処分するケースが目立ち始めました。

### 持株会社を利用した株価対策スキーム

収益力のある会社の持株会社を作り、株価を安くする方法。しかし、相続税対策のみが目的のペーパーカンパニーは租税回避行為であり株価対策は認めないと更正処分。提案した銀行はコンサル料、持株会社への融資、株式を売った社長から保険契約・投資信託契約を獲得。更正処分の責任をとりません。

### タワーマンションによる節税スキーム

1億円のタワーマンションを亡くなる直前に購入、購入資金は銀行が融資。相続税の評価は5000万円になって相続税は節税。その後、相続人はタワーマンションを購入時と同額で転売。

しかし国税は、これを租税回避行為としてタワーマンションの評価は転売価格の1億円で更正処分されました。提案した銀行は融資と、グループの不動産会社から紹介手数料。ここでも責任をとりません。

(以下、次ページ)

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号  
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp  
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp  
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)  
 【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)  
 (ビジネスソフト) 弥生会計 MJS (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) (コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

### 今号の紙面

- 銀行の節税プラン、税務署がアウト！
- スキャナ保存制度
- 厚生年金保険料が改定
- 株主名簿の整理が必要かも・・・
- 税務調査のシーズンです
- Q&A サプリの医療費控除

# COOLBIZ

クールビズ期間 5月1日～10月31日はノーネクタイ軽装で失礼いたします。

(前ページから)

国税当局は、法律や通達に適合した内容であっても、過度な税務対策に対して「税負担を不当に減少」させると認定して、「行為計算否認規定」や「不適切評価に対する国税庁長官の指示による評価」を行う事例が増えていきます。

これは、法律や通達の抜け道だけを見つけて安易な租税回避プランを提案し、税を安くした割合に応じてコンサル料を請求する、いわば脱法行為を行う業者の目に余る行為が目立ってきたからです。これは世界的に問題になったタックスヘイブンなどに対する課税強化の動きとも関連しています。

とりわけ、このような業者の提案書には、「実際の計算や判断は顧問税理士とご相談ください」と書き添えてあり、自分は責任を負わず、税理士に責任があるとする仕組みになっています。

ある社長さんは、銀行の安易な節税策に乗って、銀行の紹介した税理士を通じてスキームを行ったところ、税務調査で否認され、その後の税務訴訟までつき合わさせられた挙句に敗訴となった事例もあります。

甘い誘いに乗らぬよう、しっかり当事務所の税理士と相談してください。



●厚生年金保険の新保険料額表 (一般被保険者) 単位：円

等級	標準報酬	報酬月額		一般被保険者	
		以上	未満	全額	折半額
1	98,000		101,000	17,818.36	8,909.18
2	104,000	101,000	107,000	18,909.28	9,454.64
3	110,000	107,000	114,000	20,000.20	10,000.10
4	118,000	114,000	122,000	21,454.76	10,727.38
5	126,000	122,000	130,000	22,909.32	11,454.66
6	134,000	130,000	138,000	24,363.88	12,181.94
7	142,000	138,000	146,000	24,818.44	12,909.22
8	150,000	146,000	155,000	27,273.00	13,636.50
9	160,000	155,000	165,000	29,091.20	14,545.60
10	170,000	165,000	175,000	30,909.40	15,454.70
11	180,000	175,000	185,000	32,727.60	16,363.80
12	190,000	185,000	195,000	34,545.80	17,272.90
13	200,000	195,000	210,000	36,364.00	18,182.00
14	220,000	210,000	230,000	40,000.40	20,000.20
15	240,000	230,000	250,000	43,636.80	21,818.40
16	260,000	250,000	270,000	47,273.20	23,636.60
17	280,000	270,000	290,000	50,909.60	25,454.80
18	300,000	290,000	310,000	54,546.00	27,273.00
19	320,000	310,000	330,000	58,182.40	29,091.20
20	340,000	330,000	350,000	61,818.80	30,909.40
21	360,000	350,000	370,000	65,455.20	32,727.60
22	380,000	370,000	395,000	69,091.60	34,545.80
23	410,000	395,000	425,000	74,546.20	34,273.10
24	440,000	425,000	455,000	80,000.80	40,000.40
25	470,000	455,000	485,000	85,455.40	42,727.70
26	500,000	485,000	515,000	90,910.00	45,455.00
27	530,000	515,000	545,000	96,364.60	48,182.30
28	560,000	545,000	575,000	101,819.20	50,909.60
29	590,000	575,000	605,000	107,273.80	53,636.90
30	620,000	605,000		112,728.40	56,364.20

●厚生年金保険料の改定

9月(10月末納付期限分)より厚生年金保険料が引き上げられ、一般被保険者は18・182%(改定前17・828%)となります。改定後の保険料(全額と労使折半額)は左表のとおり。なお、坑内員・船員については、18・184%に(改定前17・936%)引き上げられます。改定は、2017年9月以降は18・3%で固定の予定です。

●労働安全衛生面でのチェック

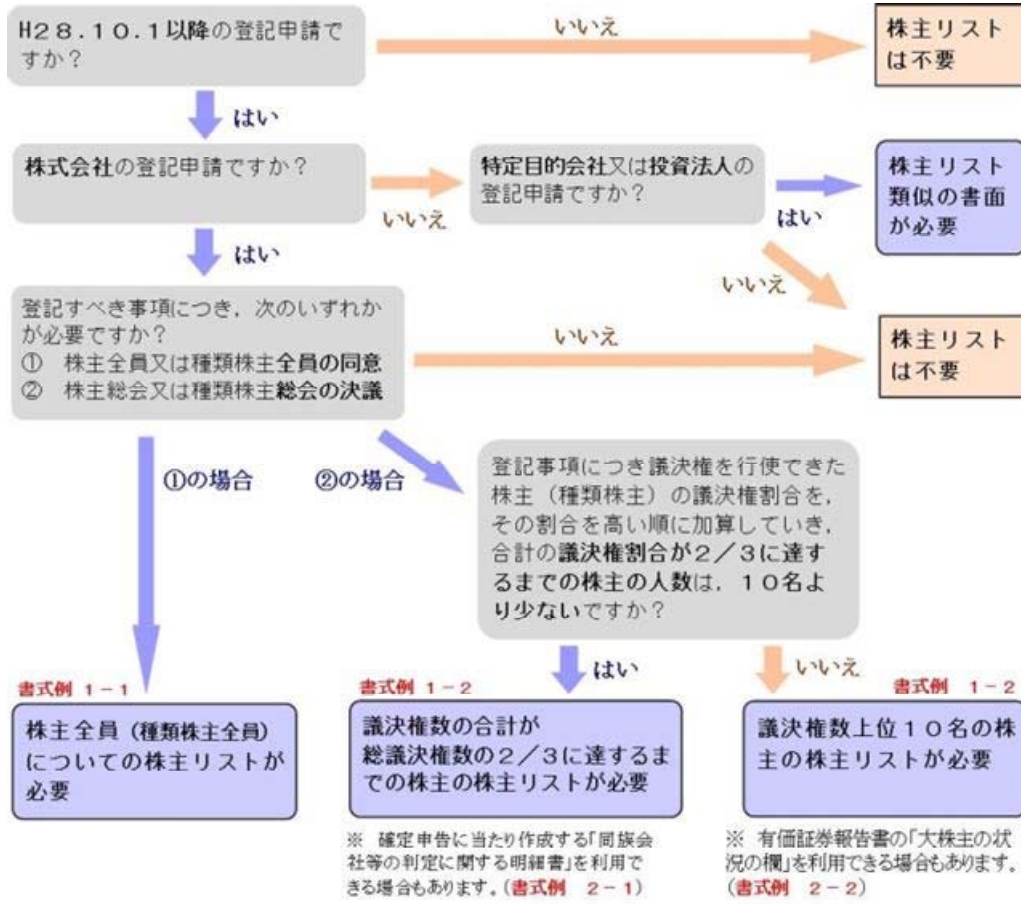
10月1日から「全国労働衛生週間」がはじまります。その準備期間として労働衛生面からの職場のチェックを行います。なお、従業員50名以上の事業所では11月30日までにストレスチェックを実施する必要があります。



# 株主名簿の整理はできていますか？

10月から株式会社での登記手続きに株主名簿の添付が必要となる場合があります。

これは、虚偽の株主総会議事録を作成して、真実でない登記や法人格の悪用を防止するために定められました。  
このため、決算後の定時株主総会には議事録に加えて株主名簿の添付が必要となります。  
また、登記申請書は従来誰でも閲覧ができましたが、この



の制度の導入により、閲覧者が法人与利害関係があることの証明が必要となりました。  
なお、会社法には株主名簿を設置する義務があります。

## 税務調査のシーズンになりました。

9月から税務調査が本格的に始動されます。  
すでに8月中旬に調査を開始するといふ事前通知がされているところもあります。書類の保存状況など、改めて事業所内の書類の保管状況などに留意してください。

調査開始の通知が税理士にあった場合は速やかに顧問先様にご連絡いたしますが、事前に通知がなく調査に来る場合もあります。

事前通知がなく税務署が来た場合  
事前通知がない税務調査は、調査対象者が書類を隠ぺいするなどの不正を行う人物と判断できるなど相当な理由がなければ調査を行うことができません。しかし、法律の基準と関係なく飛び込みで調査に来る場合もあります。  
このような場合は、すぐに税理士にご連絡してください。調査は税理士の立ち合いでなければ進めることはできません。

- 会社法 121 条**
- 株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- ① 株主の氏名又は名称及び住所
  - ② 前号の株主の有する株式の数(種類株式含む)
  - ③ 第一号の株主が株式を取得した日
  - ④ 株式会社が株券発行会社である場合には、第二号の株式(株券が発行されているものに限る。)に係る株券の番号

